

住民監査請求による監査結果

(令和 7 年度第 1 号)

武藏野市監査委員

写

7 武監第262号
令和7年12月23日

武藏野市監査委員 小島麻里
武藏野市監査委員 大野あつ子

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和7年10月31日付けで受付けた住民監査請求（武藏野市職員措置請求）について、監査結果を決定したので、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第1 請求人

(略)

第2 請求の要旨

- (1) 市長の占用許可なく境南ふれあい広場公園に有体物を設置することを容認し、占用料の徴収を怠ること（都市公園法（以下「法」という。）及び武蔵野市立公園条例（以下「条例」という。）の違反）を繰り返す環境部緑のまち推進課長（以下「緑のまち推進課長」という。）に、当該違反行為を改めさせること
 - (2) 条例第8条に違反して「第10回境南盆おどり」に関する占用料「1,106,028円」の徴収を怠り武蔵野市（以下「市」という。）に財産的な損害を与えた緑のまち推進課長に補填させること
- を求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和7年10月31日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和7年10月31日から同年12月23日まで

2 監査の対象部署

環境部緑のまち推進課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年11月28日に請求人の陳述を聴取した。同月4日に請求人から追加資料の提出があった。同月26日に請求人から関係人が提出した弁明書に対する意見書及び追加の証拠の提出があった。また、同年12月1日に請求人から関係人の陳述に対する意見書の提出があった。さらに、同月16日に請求人から参考資料の提出があったが、提出期限を超過していたため審理には用いていない。

陳述で確認できた事実は次のとおりであるが、新たな事実の主張はなかったと思われる。

- (1) 請求の要旨は、第10回境南盆おどりに関わる手続において、公園施設以外の工作物が明らかにあるのであるから占用料の徴収をすべきであり、その占用申請を請求せず、占用料の徴収が行われなかつたことで市に損害を与えているか

ら、関係人に対して補填を求める、ということを確認した。

- (2) 法制定の最大の目的は「国民の精神も含めた健康増進・維持、またこれらが健全に保たれるための施設を全国に整備する」ことであるとの請求人の考えを確認した。
- (3) 「有体物の設置によって利益を得る受益者」との表現については、必ずしも金錢的な利益を意図して言葉を使用したわけではなく、目的を達成したことも指していることを確認した。
- (4) 請求人が、やぐら等の安全性の確認が必要であるとした具体的な箇所は、例えば、やぐらの規模や子どもの視点に立った危険箇所等、可能性として考え得る事項であることを確認した。
- (5) 境南ふれあい広場公園の公園台帳に記述のある「地域のにぎわいの拠点としての機能も兼ね備えている」について、請求人は、多くの人が集まって騒ぐことが賑わいではなく、イベント広場として使用するのであれば、都市公園の対象から除外し整備し直す等、法律及び条例の規定を遵守した上で行ってほしいと考えていることを確認した。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和7年11月28日に環境部参事（兼緑のまち推進課長事務取扱）及び緑のまち推進課緑化係長の陳述を聴取した。同月17日に市長から弁明書及び関係書類の提出があった。また、同月14日及び同月26日に緑のまち推進課長から資料の提出があった。

- 陳述で確認できた事実は次のとおりであるが、新たな主張等はなかった。
- (1) 本件、公園の使用許可に関して、条例第4条第1項第2号の制限行為に対し、条例第11条の規定により許可した事実及び当該許可は法第12条に準ずるものであることを確認した。
 - (2) 市は、本件催事に仮設工作物は存在しないという判断のうえで公園の使用を許可したことを確認した。
 - (3) 条例第2条第1項第3号に規定する占用について、占用物件は法第7条第1項に準ずるものであることを確認した。
 - (4) やぐら等について、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物には該当しないと判断していることを確認した。
 - (5) 弁明書に記載のある「やぐらの設置を想定し、公園内広場に支柱を支える設備」について、中央辺りに4か所、塩化ビニールパイプ製の設備が設置されていることを確認した。
 - (6) 境南ふれあい広場公園は、市、議会、地域住民及び団体が意見を出し合い、「市民の憩いの場であるとともに賑わい創出の場」であり「武蔵境地域のイベントを前提とした整備」を行うとのコンセプトで設置されたことを確認した。
 - (7) 「安全性については、公園使用許可の中で担保していると捉えている」こと

について、使用許可書の記書き9を条件に許可していることをもって判断していることを確認した。また、関係人は催事当日、安全性について現地を確認していることを確認した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 都市公園法

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(後略)

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2から4まで（略）

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一から五まで (略)

六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 (略)

2 (略)

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 (略)

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

一 物品を販売し、又は頒布すること。

二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

イ 都市公園法施行令

(占用物件)

第十二条 (略)

2 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 標識

一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの二の二 蓄電池で地下に設けられるもの

二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

四 索道及び鋼索鉄道

五 警察署の派出所及びこれに附属する物件

六 天体、気象又は土地観測施設

七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設

八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

3 (略)

(占用物件の外観、構造等)

第十五条 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美觀その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

3 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

ウ 武蔵野市立公園条例（昭和58年制定当時）

（行為の制限）

第4条 市立公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、署名運動その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し等のため、市立公園の一部又は全部を独占して使用すること。

（市立公園の使用）

第11条 第4条の規定により市立公園を使用しようとする者は、別に市長が定める事項を記載した使用許可申請書を提出しなければならない。

- 2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第4条各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用者に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用許可を与えることができる。
- 4 市長は、前項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

別表第1（第8条第1項関係）

市立公園の占用許可に係る占用料

種別	区分	単位	金額
電柱	本柱	1本につき1年	770円
電話柱	本柱	1本につき1年	310
水道管、下水管、ガス管、電らん	外径0.1m未満	1mにつき1年	110
	外径0.1m以上	1mにつき1年	280
電線		1mにつき1年	150
その他		1m ² につき1年	660

エ 武蔵野市立公園条例

（目的）

第1条 この条例は、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）
第2条第1項に規定する都市公園で武藏野市（以下「市」という。）が設置するもの（以下「都市公園」という。）及び同項に規定する都市公園以外の公園又は緑地で市が設置するものをいう。
- (2) 公園施設 市立公園に設けられる法第2条第2項各号に掲げる施設をいう。
- (3) 占用 市立公園において、公園施設以外の施設又は工作物を設置することをいう。
- (4) 占用者 占用について第7条第1項の許可を受けた者をいう。
- (5) 使用 第4条又は第5条ただし書の規定により市立公園を使用することをいう。
- (6) 使用者 使用について第4条又は第5条ただし書の許可を受けた者をいう。

（市立公園の設置、変更、廃止）

第3条 市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を定め、告示する。

2 (略)

（行為の制限）

第4条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第3条の2の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条ただし書、第6条及び第11条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (2) 市立公園の一部又は全部を独占して使用すること。

（行為の禁止）

第5条 市立公園では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上又は公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) から(4)まで (略)
- (5) 嘗利行為すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理上指示した事項及び管理に支障がある行為すること。

（市立公園の占用）

第7条 市立公園において、占用しようとする者は、市長の許可を受けなけ

ればならない。

2 法第6条第2項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業又は法人名等
- (2) 占用の目的
- (3) 占用の種類及び数量
- (4) 占用の期間
- (5) 占用しようとする市立公園の名称、位置
- (6) その他市長が指示する事項

3 (略)

4 市長は、法第7条の各号に掲げる事項に該当し、市立公園の占用が公衆のその利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、占用許可を与えることができる。

5 市長は、前項の占用許可に市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(占用料)

第8条 市長は、前条の規定により占用の許可をするときは、別表に掲げる額の占用料を徴収するものとする。

2 前項の占用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(占用料の減免)

第9条 市長は、公益上必要があると認めたときは、前条に規定する占用料の一部又は全部を免除することができる。

(市立公園の使用)

第11条 使用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、第4条各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同条の許可又は前項の許可（同条の許可に係る許可に限る。）を与えることができる。

4 市長は、第4条、第5条ただし書又は第2項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(届出)

第22条 占用者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当し、市長（第1号又は第2号の場合において、使用者が、指定管理者から第4条、第5条ただし書又は第11条第2項の許可を受けているときは、当該指定管理者。以

下この条において同じ。)が必要と認めるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 占用者又は使用者が当該占用又は使用を廃止し、又は終了したとき。

(2) から(5)まで (略)

別表（第8条関係）（抜粋）

占用の許可に係る占用料

種別		単位	金額
その他の 占用	興行等	1 平方メートルにつき 1 日当 たり	57円
	その他の場合		28円

オ 武蔵野市立公園条例施行規則

（市立公園の名称、位置及び区域等）

第3条 条例第3条の規定による市立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始については、別表のとおりとする。

（使用申請等）

第6条 条例第11条第1項又は第2項の規定による申請（以下「使用申請」という。）は、武蔵野市立公園使用許可申請書（第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）により行わなければならない。

2 市長は、使用申請があった場合において、使用の許可をするときは、申請者に対し、武蔵野市立公園使用許可書（第4号様式）を交付するものとする。

3 市長は、使用申請があった場合において、使用の許可をしないときは、申請者に対し、武蔵野市立公園使用不許可通知書（第4号の2様式）を交付するものとする。

別表（第3条関係）（抜粋）

市立公園の名称、位置、区域及び供用開始日

＜都市公園＞

番号	名称	位置	供用開始日	面積(平方メートル)
107	境南ふれあい広場公園	境南町2丁目3番	平成23年7月2日	2,156.70

カ 武蔵野市事務専決規程

第5条 (略)

2 個別専決事項の決定区分は別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条関係）（抜粋）

個別専決

主管部課別区分		事項	決定区分		
			課長	部長	副市長
環境部	緑のまち推進課	8 公園等の使用許可及び占用許可	○		

キ 武蔵野市の後援名義の使用に関する要綱

(承認基準)

第3条 市長は、原則として次に掲げる基準を満たしていると認める行事について、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 主催者が次のいずれかに該当し、かつ、主催者の存在及び組織が明確で、行事を遂行する十分な能力を有すると判断される団体であること。

ア 官公署

イ 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体（宗教団体、政党及び政治団体を除く。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか市長が特に必要と認める団体

(2) 行事の内容が、公益性を有し、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

ア 市政の推進に積極的に寄与するものであること。

イ 市民の生活、文化又は教養の向上に寄与するものであること。

ウ 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。

エ 宗教的又は政治的な色彩を有しないものであること。

オ 行事の対象に武蔵野市民を含むこと。

カ 行事において主催者を構成する団体への勧誘を行わないこと。

キ 行事において主催者自らのために行う寄付又は署名活動を行わないこと。

ク 行事において医療行為、治療行為等を行わないこと。

ケ 行事の開催又は開設の場所において、公衆衛生及び公害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。

コ 過去に後援名義の使用承認をしたものについては、第8条第1項の規定による報告書の提出その他の承認の条件を履行していること。

サ 行事の主催者が参加者等から徴収する場合の入場料、出品料、参加料等は、当該行事の運営に係る経費のみに充てるもので、必要かつ最小限の範囲内であること。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 公園の使用許可

令和7年4月21日、市は、武蔵野市立公園使用許可申請書の提出を受けた。

（担当課：環境部緑のまち推進課）内容は次のとおりである。

申請日：令和7年4月21日

申請者：境南盆おどり実行委員会 (略)

使用目的：令和7年第10回境南盆おどりの開催

使用期間：令和7年7月28日午前9時から同年8月5日午後5時まで

使用場所：武蔵野市境南町2丁目3番 境南ふれあい広場公園

添付書類：①使用許可申請書別紙、②令和7年夏 第10回「境南盆おどり」企画書、③令和7年度 境南盆おどり配置図、④令和6年度 境南盆おどり配置図、⑤第10回 境南盆おどり 立て看板及びポスター配置図

令和7年4月25日、武蔵野市長（以下「市長」という。）は、緑使許第25号にて使用を許可した。許可書とともに「拡声機の使用制限」と題する注意喚起文書を交付している。なお、市は、許可書の控え（写し）を保存していない。（ただし、令和7年11月26日に、同委員会が保有する許可書の写しを緑のまち推進課長に提出させた。）

令和7年8月29日、武蔵野市立公園使用終了届が同委員会より提出された。
①使用終了届別紙、②当日の様子を撮影した写真、③環境政策課が交付した文書「境南盆踊りの騒音測定結果について」が添付されている。

「使用許可」には使用料が設定されていない。

公園の使用許可に関する解釈・マニュアルに類するものはない。

イ 公園の占用許可

上記アの申請者から「令和7年第10回境南盆おどり」に関する占用許可申請は提出されていない。したがって、占用料徴収の事実もない。

公園の占用許可に関する解釈・マニュアルに類するものはない。

ウ 武蔵野市の後援名義の使用

令和7年6月12日、市は、武蔵野市の後援名義の使用承認申請書の提出を受けた。（担当課：市民部市民活動推進課）内容は次のとおりである。

申請日：令和7年6月10日

申請者：境南協栄会 会長 (略)

緑盛会 会長 (略)

境南中央商店会 会長 (略)

富士見通り商店会 会長 (略)

境南盆おどり実行委員会 委員長 (略)

所在地：武蔵野市境南町3-22-9（境南コミュニティセンター内）

名称：第10回「境南盆おどり」

目的：境南町4商店会と境南盆おどり実行委員会との合同事業として、境南盆おどりを通じて地元住民との交流と親睦を図ることにより、商店会の活性化をも目指し、地元商店会への回遊を促す宣伝活動を合

わせて行う。

実施期間：令和7年8月2日（土）午後5時～9時
8月3日（日）午後5時～9時（4日は予備日）
(7月28日から準備開始、8月4日乃至5日に撤去する)

実施場所：境南ふれあい広場公園

入場料：なし

入場見込数：約5,000人

他の団体による後援等の有無：協力：武藏野警察署、武藏野消防署

協賛：地元協賛企業、団体、個人有志

令和7年6月27日、市長は7武市活第310号にて後援名義の使用承認通知書を発出した。

令和7年12月3日現在、後援名義の使用結果報告書は提出されていない。

エ 法制定の経緯について

公園に関する法制としては、明治六年太政官布達第十六号のほかは、わずかに旧都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、管理に関する法制は全く存在しなかった。その結果、公園の管理が適切を欠くものが多く、特に戦後の混乱期において、荒廃、潰滅を余儀なくされ、公園を廃止し他の用途に使用する例も多く見られた。このような状況に対処し、公園施設の規格化、公園管理上の手続の法定化など都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めその適正化を図るため、統一した体系的な法規として法を定めることとなった。

法は、昭和31年4月6日に成立、同月20日、法律第79号として公布された。

オ 条例の制定について

条例は、昭和58年3月29日条例第10号として、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与するため、制定された。

当時の制定経過における市議会の審議については、議案上程時の説明において、条例第4条行為の制限の説明で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しについて、主として市立公園で行われるのは「その他これらに類する催し」が絶対的に多く、青空市場、武藏野祭り、あるいは盆踊りなどのような使われ方が多いと説明があった。また、条例第11条の説明において、前述の催しの公園の使用は、条例第11条に基づく申請という説明をしている。

また、付議された建設委員会では、当時の建設部長から占用料の別表についての説明があり、「別表は占用関係をあらわした表で、条例4条4項の「集会その他これらに類する催し」で使う場合とは別のものとして扱っていく。」との答弁があった。

議決時の本会議での審議は、建設委員長の審査報告後、質疑及び討論はなく、全会一致で原案どおり可決された。

力 境南ふれあい広場公園の設置について

当該公園は、平成11年3月に策定された「武蔵野市中心市街地活性化基本計画」に、境南ふれあい広場公園整備事業として「街のシンボルとなり買い物や散歩をはじめ、祭りやイベント等で人がたくさん集まる駅前の緑豊かな広場公園を整備する」ことを目的に位置付けられた。平成21年5月19日の鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会に提出された資料には、同公園の機能の一つであるイベントについて、フリーマーケットタイプ、テントタイプ、ステージタイプ、盆踊りタイプの4類型に対応する旨の記述が読み取れる。その後、公園南側に設置される公共施設（現在の、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス）と同じコンセプトで設計され、平成23年7月に供用を開始した。

(3) 監査委員の判断

都市公園は、都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、市の持続可能性と市民の生活の質を支える重要な基盤となっている。

認定事実において前述したとおり、昭和31年に制定された法の最大の目的は、公園を本来の目的に応じた利用に戻し、公園の廃止を防ぐことにあった。そのため、都市公園を容易に廃止させない規定を整備したこと、それらの規定の中で民間事業者との関係を整理したことが大きな特徴であると言われている。

本件公園の使用許可に関して関係人は、陳述で弁明書の記載と同様に、条例第4条第1項第2号の制限行為に対し、条例第11条の規定により許可した事実及び当該許可は法第12条に準ずるものであること、やぐら等については、土地に接着しておらず、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物には該当しないと判断していることを主張している。よって、本件やぐら等が、法に規定する占用物件に該当しないので、占用許可をしていない以上、占用料が発生しないと主張している。しかしながら、そもそも（仮設）工作物に関しては、土地への定着性について、法及び条例の条文上に定めはない。

また、同法の解説をしている「都市公園法解説（改訂新版）」214ページには次のような記述がある。

「本項（法第十二条第一項：引用者補足）に基づく許可と法第五条第一項又は第六条第一項又は第三項に基づく許可との関係はどう考えるべきか。例えば、都市公園で展示会を行い、このために仮設工作物を設ける場合には、どのような手続を取ればよいか。本来、法第五条第一項又は第六条第一項又は第三項に基づく

許可と本項（前出に同じ：引用者補足）に基づく許可は異なるものである。すなわち、前者は公園施設の設置あるいは管理又は公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けることについての許可であり、後者は都市公園内で行為を行うことについての許可である。

したがって、どちらか一方の許可を受ければ他方が不要というものではなく、展示会の例でいえば、法第六条第一項と本項（前出に同じ：引用者補足）に基づく許可の両方が必要となるわけである。

実務上の取扱いとしては、このような場合には同時に許可を申請させ、同時に許可することとなると思われる。」

のことから、関係人が主張するやぐら等については、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に該当しないとは認め難い。

一方、都市公園の位置づけの明確化により、重要な役割を担う都市公園に関し、市は昭和58年に条例を制定したが、一連の審議を見るに、市側も議会側も、それまで地域で行われていた催事等について、市民及び団体等の公園利用のし易さを、条例制定後も担保することを前提に、市独自の条例第11条の規定も含め、制定したものと解される。とりわけ、当時の建設部長の占用料別表についての答弁では、「別表は占用関係をあらわした表で、条例4条4項の「集会その他これらに類する催し」で使う場合とは別のものとして扱っていく。」との説明から、そもそも無償にすることが窺われる。

議決時の本会議でも特段反対等の意思表示がなかったことから、条例制定当初より市民及び団体等の催事等のための使用許可には、無償での使用とともに必要な工作物等の設置をも含んだ、柔軟な運用を意図していたと解することができる。その後、12回に及ぶ改正があったが、市は、条例制定当時の方針のもとにこれまで公園の使用許可を決定してきたものと推察され、条例第11条の規定により許可した事実は、合理的な根拠があると認められる。

なお、関係人からは、前述のような陳述若しくは証拠の提出もなかったことから、条例制定から現在に至るまで当時のことを知らず、疑問も抱かずに実務を行ってきたことが見て取れた。

また、境南ふれあい広場公園については、平成11年3月に制定された武蔵野市中心市街地活性化基本計画の記述からすれば、既に、計画段階から地域活性化のためのイベントを開催できる広場として、また、武蔵境地域における南北一体のまちづくりの核となるような公園として整備され、祭りやイベント等で多くの人が集まる事を想定されている。申請者に対し、本件公園内における盆踊り開催のための使用を認めたことは、市民福祉の増進のみならず同地域の活性化という行政目的と合致した催しであったというべきである。

しかも、市の後援名義の使用承認申請書によれば、第10回「境南盆おどり」開

催の目的は「地元住民の交流と親睦を図ることにより、商店会の活性化をも目指し、地元商店会への回遊を促す宣伝活動を合わせて行う」ことになり、武蔵境地域における地域住民の非営利的行事であり、期間・規模・設置形態から見て一時的なものである。

以上のことからみても市民福祉の増進に寄与する目的をもってその利用に供するという条例の趣旨及び境南ふれあい広場公園の成り立ち並びに条例制定時からの行政実務に照らし、占用料の徴収を怠る事実に係る事実はない。

以上の判断から、緑のまち推進課長が占用料の徴収を怠った事実は認められず、請求人の主張(1)には理由がない。したがって、請求人の主張(2)にも理由がない。

よって、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

<意見>

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

1 市立公園における占用許可について

都市公園（行政財産）は市民共有の財産として公共の福祉の増進に資するよう、法令に基づく適正な維持管理が求められるものである。本市では従前から当該催しと同様の行事について、実質的には公園使用許可によって包括的に認める運用を行ってきた。しかしながら、時の経過とともに価値観が多様化していく中で、許容の範囲も変化するのは当然と考える。したがって、今後、工作物等の設置が認められた場合は、公園使用許可申請と合わせて占用許可申請の提出を求めるなど、法その他の関係法令に基づく適切な手続を講ずるよう可及的速やかに対応されることを望むものである。

また、条例制定時の経緯や境南ふれあい広場公園の成り立ちについては、改めて組織における知見の承継として捉え、今後は、整備されていなかった本件業務に関する解釈やマニュアルに類するものの作成に取り組むことを求める。

なお、本件において、請求人が問題視した事項の一つは、有体物の安全性に関する市による審査であった。占用許可申請の提出があれば、都市公園法施行令第15条等の規定に基づき、市は当該物件の安全性を確認することができ、市民に対して安全に係るリスクを低減させる手段となるであろうことを申し添える。

2 適正な事務処理について

本件において、公園使用許可書の写しが市に保存されていなかった。また、公園使用終了報告書受領の際、内容についての確認不足が見受けられた。許可は重要な

行政処分であり、証拠書類となる控えを残しておくことは、許可書の偽造防止の観点からも有用である。さらに、終了報告書を受領する際に内容を確認すべきことは言うまでもない。

市民に信頼される市役所を目指し、今後、より一層、適正な事務処理を行われることを切に要望する。

令和7年12月23日

武藏野市監査委員 小島麻里

武藏野市監査委員 大野あつ子